

南相馬市子ども・子育て条例 条文解説

目次

前文

第1章 総則

第2章 役割

第3章 基本的施策

第4章 施策の推進

第5章 雑則

前文

子どもは地域の宝、未来をつくる希望です。

四季折々を彩る豊かな里山、雄大な海、地域に根差し脈々と受け継がれてきた伝統と文化、そして、この地に暮らす人々の心の温かさに育まれながら、すべての子どもが健やかに成長し、ともに笑顔で日々を過ごせることが、わたしたちすべての市民の願いです。

子どもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っています。ときにつまずき、挫折するときがあっても、子どもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことは、わたしたち市民の重要な役割です。

また、すべての市民が安心して子どもを生き育てることができ、子どもとともに過ごせる喜びを抱きながらふるさとで暮らすためには、地域社会全体で相互に連携・協力して子どもを見守り、子育てを応援するまちづくりを進めることが求められています。

日々の暮らしの中で目にし、出会い、ふれ合う子どもや保護者。それは、無関係な誰かではなく、ともにこの地をふるさとにするわたしたちの大切な子どもたちであり、力を合わせてこの地の未来をつないでいく仲間たちです。

ここに、南相馬市の子ども・子育て支援について基本的な考え方を明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えにより、未来を担う子どもたちが夢や希望に向かって進むことができる「子どもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨を明らかにするため、基本原則、意図を定めています。

また、目指すべきまちの姿を示して、その実現に向けて取組んでいくための決意を宣言しています。

第1段落では、子どもは南相馬市の宝で、私たちにとってかけがえのない存在であることを述べています。前文の冒頭で、子どもの存在意義を示すことで、子ども達に「大切な存在」であることを伝える意図があります。

第2段落では、南相馬市には豊かな自然、穏やかな気候、誇れる伝統文化があり、この環境が子どもたちを育み、また、家族や友人、先生、地域の人々に生まれ成長しています。この風景が将来にわたって続き、子ども達とともに周りの人たちも笑顔で過ごせることが市民の願いです。

第3段落では、子ども達の人権や自由が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長する環境を築き、支えることが、市民が共有すべき重要な役割であることを述べています。子ども達が未来に向かい、夢や希望を実現しようとする思いや意思に応えていくのが、わたしたち市民の役割です。

第4段落では、保護者が安心して子育てができ、充実感をもって子育てができるよう

な、地域社会の在り方を示し、市民や事業者などすべての関係者が取り組む必要性を述べています。

第5段落では、子どもの成長や子育てはその家庭だけの責任や問題であり、自分と関わりがないものとして捉えるのではなく、本市の子どもは皆、市にとって大切な存在であり、またその保護者もともに市の未来を築いていく存在であることを述べています。

最終段落では、南相馬市子ども・子育て支援への基本姿勢をこの条例で示し、これまでの子ども・子育て支援の推進と、南相馬市の子ども達の「子どもたちの笑顔が輝くまち」を目指すことを示す決意を述べています。

◎子どもたちの夢



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の子ども・子育て支援における、基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もって子どもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。

【解説】

条例の目的について定めたものです。

ここでは、子どもと子育て家庭の支援に関し、

- 1 基本理念を定める[第3条]
- 2 役割を明らかにする(市、保護者、市民、学校等、事業者の役割) [第4条～第8条]
- 3 子ども・子育て施策の基本となる事項を定める[第9条～第14条]
これにより、「子どもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与すること」を条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に定める、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内に住み、市内で働き又は学ぶ者
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、こども園、その他の児童福祉施設その他子どもが学び、又は育つことを目的とする施設
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体

【解説】

条例で使われるもののうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めています。

(1) 子ども

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項の子どもの定義と同じです。

(2) 保護者

子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡などにより親権者がいない場合の未成年者後見人のほか、子どもを実際に育てている里親や児童養護施設の長などが含まれます。また、共働き世帯、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在することにも留意し、状況によっては祖父母や親戚の者などを含みます。

(3) 市民

市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。

(4) 学校等

学校教育法に規定する各種の施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校）、就学前の子どもに関する教育（幼保連携型認定こども園など）のほか、市内にある子どもが育ち、学ぶための施設（放課後児童クラブなど）を含みます。

(5) 事業者

市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。

- (1) 子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況などによって、差別、体罰、虐待などを受けることがないよう、子どもの人権を尊重します。
- (2) 子どもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益に配慮します。
- (3) 市民が、安心して子どもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、子ども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

【解説】

子どもと子育て家庭を支援し、応援することについて、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めています。

(1) 子どもの人権

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、平成元年に国際連合で採択され、日本においては平成6年に批准しています。

第1号では、子どもが性別、国籍、障がいなどによって差別、虐待などの人権侵害を受けることがないよう、子どもの人権の尊重について述べています、

(2) 子どもの最善の利益

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条に規定されており、子どもに影響を与える決定をするときは、子どもの年齢やその成長に応じ、子どもの思いや意見を受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを一番に考え、判断することが述べられています。

(3) 市民

市民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに対する経済的負担や不安、孤立感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びをもって向き合える環境を整えることが必要です。

(4) 連携・協働

子どもを地域全体で育むためには、子どもに関するすべての主体が、それぞれの役割を自覚し、主体的に取り組むとともに、各主体がお互いに協力・連携することが重要です。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

- 2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。
- 3 市は、子ども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

【解説】

条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき役割を定めています。

市は、子どもと子育て家庭を取り巻く環境を調査・分析し、総合的に施策を実施します。

しかし、市が単独でできることは限られているため、他の主体との連携及び協働の視点が必要となることから、第5条から第8条に規定する各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことは必要です。

また、子ども・子育て施策を実施するために必要な財政上の措置を、その支援が着実に実行されるよう実施していくことを定めています。

(意見)

- 自分が生まれ育った地元で親と一緒に暮らしながら子どもを育てたいと思える市にしてほしい。
- ☺市でやっているお祭りや市のイベントなどを使ったまちづくりが良い。(小5)
- ☺芸術・文化のまちづくり。(中2)
- ☺今ある南相馬市の伝統文化や豊かな自然等を次世代までつなげていく環境(高校生)
- ☺学校だけではできないイベント等を市と連携することができるような環境(高校生)
- ☺企業誘致を今後も推進し、様々な企業があることでUターンの増加を図る(高校生)

(意見)

- ・・・大人 【市民アンケート、検討部会、保育者、保護者、事業者等】
- ☺・・・子ども 【(小5・中2)子どもの生活実態アンケート調査意見】
【(高校生)意見交換会における意見内容】

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、子どもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、愛情をもって子どもの育ちを支えるよう努めるものとします。

【解説】

保護者は子育てについての第一義的責任を有しています。家庭や保護者の在り方は、心身の成長や子どもの育ちに大きな影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は心身ともに健やかに成長するための基盤となるところです。

(第1項)

子どもは家庭において、保護者の愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地よい居場所となるよう努めることを定めています。

(第2項)

家庭において社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけさせることも重要な役割であり、子どもの年齢や成長に応じた支援を与えていく必要性を定めています。

(意見)

○在宅保育の楽しさを伝えてほしい。保育料が無料なので、預けなければ損であるという風潮がある。

◎自分でできることは自分でやる。(小5)

◎もう少し子どもの意見に耳を傾けてほしい。(小5)

◎子どもの前でため息を吐かない。不安になる。(中2)

◎大人がちゃんと子どもの意見を聞いてほしい。(中2)

(市民の役割)

第6条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、関心をもって子どもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

子どもは地域において、子ども同士の交流や大人との多様な関わりを通じて成長していきます。

一方で近年、地域住民との交流が希薄化しており、地域における子どもとの関わりが求められます。市民は、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、地域の子どもたちに関心を持つことが求められます。

そして、地域の中で、声かけや見守りなどを行いながら、子どもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができるよう環境づくりにつとめることを定めています。

(第2項)

地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組への協力に努めることを定めています。

(意見)

- ◎地域の人みんなが温かい気持ちをもって生活すること。相手に対し思いやりをもって接すること。(小5)
- ◎地域のイベントを増やす。(中2)
- ◎子どもが元気だと地域も元気になる。(高校生)
- ◎地域で若い世代との交流を月1回開催して、お互い顔見知りになり、つながりを増やすような取組。(高校生)
- ◎小さい子どもを育てるお母さんが気軽に集まれる・参加しやすいコミュニティ。子どもを遊ばせながら、お母さん同士の交流もでき、カウンセラーへの相談もできる環境。(高校生)
- ◎歩行者用の横断歩道で車が止まってくれない。(高校生)
- ◎子ども同士が交流できるイベント(前にあった子ども会)。(高校生)
- ◎大人同士や多世代と交流ができる場所(地区のBBQ等)。(高校生)

(学校等の役割)

第7条 学校等は、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めます。

2 学校等は、子どもの学びの場としてだけでなく、地域とのつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

【解説】

(第1項)

学校等は、子どもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの育ちや学びにとって重要な役割を担っていることから、その環境を整えることが必要です。

(第2項)

学校等が地域とのつながりの拠点となるよう、地域に開かれた体制をつくることなどについて定めています。

(意見)

- ☺児童クラブや学校などに子どもが楽しめる道具や施設を配置する。(小5)
- ☺オンラインで勉強できるよう、タブレットを配布してほしい。(小5)
- ☺学校のトイレや教室などを綺麗にしてほしい。(小5)
- ☺小さい子がいたら、ベビーカーを押して行けるようなスロープなどが保育園などにある
といいと思う。(小5)
- ☺毎日部活動に来てくれる先生がいてくれれば良いと思う。(中2)
- ☺体験授業がもっとあってほしい。(中2)
- ☺登校時間、下校時間にパトロールを強化。(中2)
- ☺小中学校はエアコン、ペッパーくん等の勉強できる環境が整っている。(高校生)
- ☺姉妹都市との交流があり、自分の好きなことに挑戦できる。(高校生)
- ☺機器やシステムの拡充及び機器を扱える人の配置等によるICT教育の強化。(高校生)

(保育者)

- 現在の幼児教育は、小学校以降高等学校までの学習指導要領に接続し、学びに向かう基礎を育むもの。
- 遊びの中から様々な経験や体験を経て非認知能力をつけること。
- 子どもが自分の意見を持つ、受け入れてもらうという経験が必要。
- 子どもがやりたいことを先生がバックアップする。個性を伸ばす、個性を活かす。
- 新しい教育を受け入れるため、保育者の人材育成も重要。
- 子どもの特性に合わせる。自信をつけさせ自尊心を育てる。
- 保育園児が老人施設などに行き、高齢者と触れ合う機会を作っている。また、高齢者が園に来て、抱っこや食事のお世話などのお手伝いをお願いする活動もある。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、子どもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

子どもの健やかな育ちには保護者との関わりがとても大切であるため、その役割を果たすことができるよう、育児支援制度の充実や労働時間短縮の促進など、仕事と子育てを両立できるような就業環境を整備することが大切です。

このため、事業者は、職場で働く保護者が安心して子どもを生き育てることができるよう、子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立可能な働きやすい就労環境の整備を図るよう努めることを定めています。

(第2項)

地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組への協力を努めることを定めています。

(意見)

- 働きながら育児をしていると周りに迷惑をかけている、申し訳ないと思いつながら働いている。申し訳ないと思わずに仕事も子育てもしたい
- 会社が子育てにもっと理解を示してほしい。休みやすい、時短が使える、育休がしっかりと取れるなど

(事業者)

- 福利厚生の利用促進は十分な雇用確保が鍵である。
- 採用イベント等、市で実施すると効果がある。
- 男性の育児休暇は制度としてあるが、申請制度であり利用者は少ない。
- 代替が効かない業務もあり育児休業は難しい場合もあり、男性の場合は年休などで計画的に子育てに関わっている。
- 職場に復帰したいが、預け先の問題があり復帰できない場合もある。年度途中の保育園への入所や、児童クラブの待機児童解消などを市にお願いしたい。

第3章 基本的施策

(子どもの健やかな成長のための支援)

第9条 市は、子どもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等及び事業者と連携及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 子どもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会の提供
- (2) 犯罪、交通事故その他子どもの健全な成長を阻害する危険などから子どもを守り、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる環境の整備
- (3) 子どもが遊び、学び、及び活動できる居場所づくりや公共施設の整備

【解説】

子どもが健やかに育つための支援を行うため、市だけではなく、様々な支援策をそれぞれの主体と連携し、協働し、に次の各号に掲げる施策の実施に努めることを述べています。

- (1) 子どもは、学校等による活動や友人との遊び、また、様々な活動への参加、様々な世代の人々との関わりなど、多様な体験を通じて、より多くのことを学んで大人になっていくことから、その機会を提供します。
- (2) 子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、交通事故や犯罪、災害などから子どもを守るため環境を整備し、関係機関などと連携した啓発、訓練、交通安全指導などを行います。
- (3) 子どもが安全で安心して遊び、学び、活動する場としての公共施設などの整備や、居場所づくりを行います。

(意見)

- 道路の街灯が少ない。高校生の女の子も不安を感じており、一人で帰らせることができない。
- 児童クラブの拡充。
- 原町区の室内遊び場等の拡充。
- 病児保育が可能な施設。
- 学童として使用する児童センターではなく、広く遊べる場所を原町区にも作って欲しい。
- ☺子どもが遊べる場所をもうちょっと作ってほしい。(小5)
- ☺ベンチなどを増やしてほしい。(小5)
- ☺犯罪がなく防犯にとりくんでいるまち。(中2)

- ◎広い公園やスポーツ場ができる場所を増やしてほしい。(中2)
- ◎スポーツやアスレチックなど、体を動かせる場所があれば、家の中だけでなく外で遊べる機会が増える。(中2)
- ◎街灯を増やす。(中2)
- ◎道が狭く車が多いのに横断歩道が少ない。車が止まってくれない。(中2)
- ◎どうしても家に帰りたくない人の公共施設。(中2)
- ◎震災で避難した時の経験で、小学校の近くに消防署があり、見学やイベント等の体験ができた。体験の機会を創出することは、市で働くことや地域の良さに気づくことが出来て地元愛に繋がる。(高校生)
- ◎子どもの職業体験ができる環境。(高校生)
- ◎自分の子どもが生まれた時に連れていけるような娯楽施設。(高校生)
- ◎図書館が充実している(DVDの閲覧や自習スペースが多くある等)。(高校生)
- ◎小高交流センターのように、友達と教え合いながら勉強できるような自習スペースがあると良い。(高校生)
- ◎勉強(自習)できる施設等が少ない。塾・図書館・カフェなど多様な施設の整備。(高校生)

(支援を必要とする子どもへの支援)

第10条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とする子どもに対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめなどの防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

【解説】

(第1項)

支援を必要としている子どもとは、障がいのある子ども、虐待を受けた子ども、経済的に困難な家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、外国籍の子ども、いじめ、不登校など、悩みや問題を抱えた子どもなどをいいます。

支援を行う場合には、子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意思をできる限り尊重します。

(第2項)

虐待、いじめ、差別などは、最も深刻な子どもの人権侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。このため、市は、学校などや関係機関などと連携を深め、虐待やいじめなどの人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。

(意見)

◎いじめや、スマホを持っている人で誹謗中傷したり、相手を馬鹿にしたり、からかったり、相手を傷つける人がいなくなれば良い。(小5)

◎いじめ被害者の支援、嫌な時逃げ込める子どもだけの場所。(中2)

(支援が必要な子どもの保護者意見)

○南相馬市には合理的配慮、インクルーシブが欠けている。そこに力を入れれば、皆が住みやすく生きやすくなるのではないかと。学校でまだ活用されていない。インクルーシブ公園を作って欲しい。

○ADHDがあっても本人が困っているのに、療育手帳が作れない、基準の見直しが必要ではないかと。

○インフルエンザ、コロナワクチン等、障がいのあるお子さんが学校や一部の機関で一斉に受けれるようにして欲しい。

○学校や幼稚園に案内のお知らせなどをどんどん出して欲しい。

○発達障がいなど障がいがある子ども達の預け先が少ない。また、専門の方の配置が欲しい。

○何をとっても支援が足りない。学校の配慮、理解、専門病院の少なさ、療育機関の少なさ、不登校児におけるサービスのなさ。また、対応も遅い。不信感を覚える事例が多い。地域の対応は良く、連携もしている。

- 困りごとを抱えた親子が救われる場所がほとんど少なく、相談機関もないので、そういう場所を設けてほしい。
- 年齢に関係なく気軽に使用できる施設がない。子ども食堂とかも増やしてほしい。集える場所がとにかく必要。
- 不登校専門の支援が子どもにも親にもあったらありがたい。
- 親（特に母親）が吐き出せる場が必要。一緒に聞いてくれる事で気持ちも楽になる場所が大切。専門の施設があるとなお良くて、専門の支援者のフォローに救われ解消し改善へ向かうと思う。
- 学校のスクールカウンセラー等は悩みを吐き出せても解決なく改善もされないなので、専門的な場所があると親子ともに救われる。
- 子どもの遊び場などは、よく利用している。小高区はよく利用する。
- 生涯学習センター事業に参加し、子どもが地域の大人や他の子どもとも交流ができた。体験も楽しく、そういった機会があることが良い。
- 父親には、母親の話をよく聞いてほしい。母親は話をすることで気持ちが落ち着くことも多い。
- 同居する親が、こどもの障がいに理解を示さない（認めない）こともあり、母親が孤立する。親世代は間体などを気にすることもあるようで、田舎ならではの悩みもある。

(子育て家庭への支援)

第11条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行うとともに、市民、学校等、事業者、警察及び医療機関などと連携し、子ども及び保護者を見守り、応援します。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図ります。

【解説】

(第1項)

保護者の子育てをまち全体で支援することを定めています。子どもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。しかし、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、家事・育児に対する親の負担感の増大など、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、大事にし、応援していくことが求められます。

(第2項)

経済的に困窮している家庭、あるいは障がい児、不登校やひきこもりなど、行政として子育てに関して困難を抱える家庭を把握するとともに、状況に応じた支援を行うことを定めています。

(第3項)

事業所や子育て家庭に対して、家庭生活との調和のとれた働き方（ワークライフバランス）などの啓発、男性の家事・育児への参画促進、保育事業、放課後児童クラブ活動の実施、子育て支援事業の拡充など、個々の状況に応じた支援を行います。

(意見)

○共働きを大前提として、家庭と仕事の両立を図れるよう全体の機運を上げる工夫や環境の整備。

○もっと母親が息抜きできるような環境もあったら嬉しい。

○在宅保育支援という市の施策に驚き、とても有難い。

○年度途中から保育園入園が難しくなることが不安。子どもを安心して預けられるようにしてほしい。

○0歳児の一時保育も可能として、市の一時預かりを拡充してほしい。

○母親や妻でもない「自分」がイキイキと出来る場所が必要。

○子育て中の親同士で助け合える関係が理想。

(相談体制)

第12条 市は、子ども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

【解説】

核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、子育て家庭が孤立するなど、子育てに関する悩みを相談する相手がいないなどの課題に対し、対応していく必要があります。

また、虐待、いじめ、体罰などの相談窓口を広く周知することが重要です。

市は、子どもや保護者が、安心して利用できる開かれた相談窓口の充実を目指します。

(意見)

- 障がい児を持つ働くお母さんの支援をしてほしい。
- 市の相談窓口は敷居が高い。相談しやすいようにしてほしい。
- ◎子ども相談サービス。電話では相談しにくい。(小5)
- ◎いじめや虐待された場合、頼れる人がいない。もっと気軽に相談などできるところを今より増やしたほうが良い。(小5)
- ◎喧嘩を相談できる場所が学校の近くにあるといい。(小5)
- ◎許可がないと保健室に入れないので、学校で何かあったときの逃げ場所が欲しい(小5)
- ◎カウンセラーの時間を確保してほしい。(中2)
- ◎「いじめている人が原因」とか「いじめられている人も原因がある」と言っているが、話を聞いてくれる親や大人がいない人も沢山いると思う。(中2)
- ◎カウンセラーと休み時間に話せる環境がほしい。(中2)

(子どもの社会参加)

第13条 市は、市の施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

【解説】

子どもの意思表示を通じた社会参加は、子どもが自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていくうえで重要な意味を持ち、その推進は、子どもが地域への愛情を育み、次代を担う大人へと成長していくうえでも必要なことです。また、大人との関わりは、子どもが社会で生きていくために、コミュニケーション能力を身につけていく過程で必要不可欠なものです。さらに、子どもにとってより良い決定を行い、子どもの最善の利益を確保していくためにも欠かせないものです。

このため、市は、子どもの社会参加に向けて子どもが意思表示する機会を設けることをはじめ、施策への意見反映につながるような仕組みづくりに努めます。

(意見)

- ◎子どもが望むようなことをまちに置いてほしい。市の子供たちに意見を聞いてみるとよい。(小5)
- ◎高校生をもっと市の事業などに活用してほしい。(高校生)
- ◎小中学校の時と違い、体験授業等の機会が減る。高校生は自分の意思を持って参加できるので、むしろ高校生にこそいろいろな機会を与えて欲しい。(高校生)
- ◎大人と話すことは勉強になるし、機会を増やして欲しい。(高校生)
- ◎小学校でもまちづくりに関係している大人との交流は大事で、意識の醸成にもつながる。(高校生)
- ◎高校生自身による「子どものための施策」を市外・県外に情報発信できる仕組み。(高校生)
- ◎若者(大学・高校生向け)が政治に参加できるイベント・研究会の開催。(高校生)

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じて、必要な施策を実施します。

【解説】

子育ては、結婚、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期など、それぞれの時期や進学などのライフステージの変化に応じた問題や悩みがあります。

市は、それぞれの問題や悩みに対応するため、相談や情報提供、保健指導など、切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。

第4章 施策の推進

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 市は、子ども・子育て支援施策を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 市は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聴かなければなりません。

(実施状況の評価)

第16条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援事業計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況进行评估し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

【解説】

(第15条)

市では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援事業計画に意見を述べるほか、子育てに関する施策の推進について調査、審議などを行うこととして、「子ども・子育て審議会」を設置しています。

条例に定める理念をもとに、子どもと子育て家庭に必要な施策の推進に必要な事項、およびその実施状況について調査審議を行います。

(第16条)

子ども・子育て支援事業計画の実効性を高めるため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告し、評価を受け、必要に応じ改善する手続きについて定めたものです。

「必要な措置」とは、意見内容を精査した上で検討を行い、必要に応じて見直しなどを行うことなどを想定しています。

(第17条)

子ども・子育て支援事業計画に定める各施策や事業などを総合的に推進、あるいは調整を図るため、推進体制の整備について定めたものです。「必要な体制」とは、子ども・子育て支援に関する施策の関連部署だけではなく、市長をトップとする全庁横断的な推進体制をさします。

(広報及び啓発)

第18条 市は、子ども・子育て支援について、子ども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

【解説】

本条例の推進にあたっては、地域社会全体で子どもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解及び関心を深める中で、協働して取り組むことが重要です。

このため、市は、広報紙やホームページのほか、条例の目的や内容のポイントを分かりやすく記載したリーフレットの作成、配布など、様々な媒体を活用した広報、啓発活動を行います。

(意見)

- 市が行っている取組をもっとアピールすべき。近隣の市町村より子育て支援に取り組んでいると思うが、これから結婚して家庭を持つ世代にその情報が浸透していない。
- 移住してきたが、公園や子ども遊び場が整備されて充実している。
- 子育てハンドブックの内容もわかりやすく、欲しい情報が載っていて助かる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

条例に規定している事項に関し、細目的な事項を定めることができるとする委任規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

本条に基づき、必要に応じて市長が規則や要綱などを定めることとなります。